

東北防衛局当直員服務規則を次のように定める。

平成19年9月1日

東北防衛局長 酒 井 隆

東北防衛局当直員服務規則

改正 平成31年3月28日 東北防衛局達第2号
令和2年3月31日 東北防衛局達第1号
令和2年12月24日 東北防衛局達第5号

(業務内容)

第1条 東北防衛局当直員（以下「当直員」という。）は、この当直規則に定めるところにより次に掲げる業務の処理に当たるものとする。

- (1) 東北防衛局の所掌事務に関する電話等による情報の処理に関すること。
- (2) 東北防衛局の所掌事務に関し緊急を要する業務の処理に関すること。
- (3) 新聞情報の収集に関すること。

(勤務時間)

第2条 当直員の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 18時15分から翌日8時30分まで
- (2) 休日 ① 8時30分から17時30分まで
② 17時30分から翌日8時30分まで
- (3) 前号の休日とは、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

(勤務場所等)

第3条 当直員は、原則として6階当直室において勤務するものとする。当直者は職員2名をもって、これに充てる。ただし、次の職員を除く。

- (1) 防衛補佐官、会計監査官、各部長、各部次長
- (2) 総務部長が当直勤務を免除した職員

(緊急かつ重要な情報)

第4条 当直員は、勤務中に緊急かつ重要な情報に接したときは、速やかに局幹部及び関係部課連絡担当者並びに本省内部部局当直員（平日の17時30分から18時15分の間は、内部部局の担当課（以下同じ。））に連絡するとともに、局幹部の指示を受ける。

(留意事項)

第5条 当直員は、情報の処理に当たっては、常に冷静を保ち、的確な判断を下すよう心掛けなければならない。情報に接したときは、その内容に応じて、次に掲げる諸点に留意するものとする。

- (1) 在日米軍の事件・事故の情報については、業務課長に連絡し、その指示を受ける。その上で、同指示に基づき、事件・事故発生情報を地方公共団体、警察、消防等の関係機関に通報するとともに本省内部部局当直員に連絡する。
- (2) 自衛隊関係の事故発生情報及び秘密を漏らす等の秘密保全に関する事故発生情報については、関係する各自衛隊主要司令部と十分な連絡を保ち、当該事故の性質・規模の確認に努めること。
- (3) 重大な災害情報については、当該情報の入手経路・入手時刻を確認するほか、局内幹部及び局内関係部課連絡担当者及び本省内部部局当直員に連絡すること。
- (4) 災害派遣等部隊の行動に関連する情報については、当該情報の入手経路・入手時刻を確認するほか、局内幹部、各自衛隊主要司令部と十分な連絡を保つほか、テレビ等を通じて、的確な状況の把握に努めること。
- (5) 国内治安情報については、当該情報の入手経路・入手時刻を確認するほか、特に必要であれば関係方面に照会するなど当該情報の信頼度の確認に努めること。

(警備)

第6条 当直員は、東北防衛局の警備その他に関して緊急に処理を必要とする業務については、合同庁舎警備担当者と十分な連絡を保つほか、事態に応じ、会計課長に通知するとともに局長（局長と連絡がとれない場合は総務部長等のしかるべき者）の指示を仰いで適切な措置を採るよう努めるものとする。

(当直日誌)

第7条 当直員は、勤務が終了したときは、取り扱った事項を当直日誌（別紙様式第1）に詳細に記入して総務課長に提出するものとする。

(勤務交代届)

第8条 当直員が病気その他やむを得ない事情により勤務できないときは、当直勤務交代届（別紙様式第2）により、総務課長へ届け出るものとする。

(その他)

第9条 その他当直規則の細部については、主務担当課長会議の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

当 直 日 誌

年 月 日 (曜)

引継時間 時 分

供 覧		課 長		補 佐	
当 直 員	所 属		官 職	氏 名	
記 事					
1 特記事項					
2 その他					

当直勤務交代届

総務課長 殿

当直勤務を次のとおり交代したいので、届け出ます。

届出者 所 属
官 職
氏 名

区 分	当直年月日	所 属	官 職	氏 名
当初予定	(曜日)			
	(曜日)			
交代後	(曜日)			
	(曜日)			
理 由				